

平成 27 年度第 4 回千葉県社会福祉協議会政策調整委員会概要

1 期 日 平成 28 年 2 月 29 日（月）10 時 10 分～12 時 00 分

2 場 所 千葉県社会福祉センター 4 階第 1 会議室

3 出席者 委員 8 名

事務局 14 名

（松澤常務理事、奥山事務局長、川上部長、鶴原部長、
金子運営適正化委員会事務局長、鈴木副部長、阿部副部長、鳥山副部長、
会田班長、高田班長、中田班長、鈴木班長、佐野班長、加養）

計 22 名

4 内 容

（1）平成 28 年度千葉県社会福祉協議会事業計画（案）について

I 事業方針

説明者：奥山事務局長

別紙資料 1 のとおり説明

II 事業実施計画（以下、別紙資料 1 のとおり各部局長が説明）

第 1 経営基盤の確立

説明者：鈴木副部長

第 2 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化

説明者：阿部副部長

質疑応答

（榎本委員）

社会福祉センターの建替えについて、新しいセンターができるということは、これからの福祉の拠点ともなるため、施設の内容やしくみ等をもう少し掘り下げ、どのような施設であればベストな活動推進ができるのかを内部で検討すべきではないか。県が建物を建ててくれるということだけではなく、これからの社会福祉協議会の活動を展開するうえで、効率的な施設体制とはどういうことなのか検討いただきたい。

（松澤常務）

2 月の県議会において臼井議員より質問があった。現在県では建替え、新築、移転のいずれかを検討しているというだけで、具体的な話はなかった。また、センター内には脆弱な団体が多いため、減免等のより具体的な質問もあったが、それについても検討するとの回答であった。現段階では建替え、新築、移転どのような形になるかはわからないが、面積の制限などさまざまな問題が生じてくる可能性も考えられる。具体的な県の方針が決まれば、検討委員会の設置も想定されるため、それまでにこちらにも具体的な要望をまとめ、検討してい

たいと思っている。現在建物の耐震性が不足しているという問題があり、必要最低限の修繕等を含め県にお願いをしているところである。しかしながら、ほとんどの部分を県社協が所有している建物の修繕を依頼するわけにもいかないことから、本建物を県へ寄贈するなどして、建物全体の修繕をしてもらうか等、こちらとしても全体のあり方等の大枠を検討しているところである。

また、これから県からの情報提供もあろうかと思しますので、その情報に基づき、委員の皆様からのご意見も踏まえて、来年度以降検討してまいりたい。

（榎本委員）

ぜひ前向きに検討いただきたい。

（湯川委員）

社会福祉法の改正について、社協としてどのようなところを強化していくべきだと考えているのか。

（鈴木副部長）

具体的なところについてはこれからの検討事項である。大きな改正点はもとより、社会福祉法人として係る理事、評議員の選出方法、また県社協をはじめとする県域団体においては、平成 28 年 4 月より所轄庁が千葉県から千葉市へ変更するといった点などが挙げられる。なお、政省令がまだ出ていないため、具体的な部分は不明だが、これらの点を含め順次着実に進めていきたいと考えている。

（湯川委員）

かなりタイトなスケジュールであるため、あらゆることを想定して対応できるようお願いしたい。会計監査人は必要ないのか。

（鈴木副部長）

対象とはならないと思われる。特に県社協の場合は貸付事業にかなりの資金があるため、この部分をどう見るかによるが、全社協からの情報では、今のところ貸付金や基金は除外すると聞いている。

（武石委員）

資料 5 ページ「法人運営の強化（9）自主財源の獲得強化」について、社協組織は社会福祉法人であるため、寄付の文化をなくしてはいけないと思うが、その部分に対して何かをすることが今までなかった。今後福祉センターの建替え等を考えているのであれば、県等からの補助金や助成金だけでなく、自主財源としての寄付金を軸に据えていった方がいいのではないか。

（鈴木副部長）

これまでバナー広告や賛助会員等いろいろと進めてきたが、今後はもう少し一歩踏み込んで検討していきたいと思っている。

（田中委員長）

通常の賛助会員ではなく、新しい建物のために特別寄付金というようなものを新たな事業計画として位置づけるという趣旨ではないのか。

（鈴木副部長）

県との兼ね合いもあるため、その部分については十分協議をしながら進めていかなければならない。以前森田知事より、「県の責任をもって社会福祉センターを再整備していく」という答弁をいただいているので、それを踏まえつつ進めていきたいと思っている。

第3 地域福祉の推進力向上に向けた支援の強化

説明者：川上部長

質疑応答

（伊与久委員）

最近自治会が壊れるような事柄が身近で増えていることに危惧している。「役員をやる人がいない」「地域のことがわからなくても生活できている」「地域の自治会そのものが見えない、わからない、だからやらない。やらなくても生活していける」といった意見が多く聞かれるが、実際にさまざまな地域福祉活動を通して地域が安定して生活できる環境にあるのは、自治会、民生委員、地区社協の福祉委員あつてのことである。もしこの担い手がいなくなってしまうたら、本当に地域は壊れてしまう。その後継者をどう育てていくかが重要な問題である。

また、行政の中でさえも地域の自治会担当と地域の福祉担当の所管が異なり、連携が取れていない部分がある。そのような実態を踏まえ、行政の課長と社協の局長との会議を大いに活用し、充実したものにしていってほしい。

次に、生涯大学校であるが、地域活動の担い手を養成する学習プログラムは実際にあるのか。

（川上部長）

自治体等含めた地域の結びつきを強化するという点について、平成27年度に生活困窮者自立支援制度をはじめ大きな制度改革があった。その共通する理念は地域づくりであり、そのことを市町村行政や市町村社協へ説明し、その仕掛けの1つとして地域福祉フォーラム事業を活用しながら進めていってほしい旨を伝えていきたいと思っている。

生涯大学校については、3年ほど前に各生涯大学校に地域福祉活動学部というものが設置

された。そこで NPO 活動やボランティア活動を進めながら地域の担い手になってもらえるような取り組みを行っており、県社協職員を講師として派遣する等生涯大学校と連携を取りながら進めている。

（伊与久委員）

生涯大学校において趣味の専門性を高める人は大勢いるが、地域の部分に興味を示す人が少なく非常に残念に思っている。

（湯川委員）

ガバナンスの強化について、財務諸表の公表は徹底していただきたい。同時に、役員報酬基準等含め成すべきことをしっかり指導していただきたい。また評議員の選定については、まだ具体的な方法が確立されていないが、地域によっては評議員の成り手がないなどの問題も考えられる。その部分については各市町村社協へのフォローをお願いしたい。

コミュニティソーシャルワーカーについて、大阪府のケースであるが、保育所の職員が養育以外の部分でさまざまな相談を受けるといった調査結果から、そういった総合的な相談に対する研修を大阪府が実施し、総合相談支援員のような形で認証する制度がある。コミュニティソーシャルワーカーは育成していかなければならないが、働く場所やどのように対応していくべきかななどの問題があり、大阪府同様に県認証というような形にすることもモチベーションを上げる 1 つの手段となるのではないか。

（川上部長）

千葉県の場合は、コミュニティソーシャルワーカー育成研修という形で行っており、県社協会長名で修了証書を発行している。また別途名簿を作成し、組織化を図っている段階である。

（田中委員長）

コミュニティソーシャルワーカーのモチベーションという点では、1 回の研修で終了するのではなく、終了後にステップアップ研修あるいはフォローアップ研修を位置づけ、コミュニティソーシャルワーカーが主体的に活動できるようにしていくというのが今後の千葉県の課題となるのではないか。全国的に成功した例はいくつかあるが、その 1 つの例として、特に香川県では政策研究会を立ち上げて活動し、そこへ県が介入したことにより成功へ結びついたケースである。

（武石委員）

資料 8 ページ「第三に、地域福祉フォーラム事業の推進・・・」について、本来の目的は地域づくりであるが、現状は開催することが目的となってしまっている。その背景にはボランティアや町内会・地区社協活動に参加する人々が高齢化しているが、次の担い手がないという問題があり、どう活性化すべきかという声が先般の研修において多くの受講者から寄

せられた。参考になる取組みを 1 つ紹介すると、千葉市（蘇我地区）で行われているコミュニティ懇談会というものがある。自治会組織を頂点に、地区社協をはじめ育成委員会など、さまざまな地域の組織が横並びになっており、うまく連携が取れている。この懇談会には若い人も参画しており、それが次世代の活動に繋がるのではないかと考える。県社協においても、フォーラムを開催して終了となっているように見受けられるが、この点についてはどうか。

（川上部長）

本来いろいろな地域づくりを行ううえで話し合いをするということがフォーラムの趣旨であるため、話し合った結果を地域福祉活動計画へ盛り込むといった形で可視化していくよう進めており、それに対し強力にアプローチしている。それが資料 9 ページの「地域福祉活動計画の策定支援」であり、先般初めて県と共催で地域福祉計画と地域福祉活動計画が未策定の市町村を集めて研修会を開催し、フォーラムの活用方法等を含めた提案をした。

また次世代という点について、資料 10 ページ「(4) ボランティア・市民活動の新たな担い手の養成・・・」の中で、小中高生には福祉教育を行い、大学生に対してはボランティア・社会貢献活動推進セミナーという形で力を入れている。今年も千葉大学を会場に、県内外から 21 大学の学生が参加し、大学生が実行委員としてプログラムの企画から運営まで一貫して行っている。その場には高校生も参加しているので、今後も引き続き進めていきたいと思っている。

（武石委員）

大学生の取組みは素晴らしいが、高齢者と大学生の中間層がいない。地域住民が自主的に参画してくるというスキームがない限り、地域づくりは成し得ない。今後の検討課題としていただきたい。

（石川委員）

地域フォーラムや自治会の運営等、確かに若い世代がいない。その理由として、企業の若手社員の中に市町村社協＝高齢の認識があり、このイメージを打破する必要がある。また、公務員 OB の参加率が非常に低いことも理由の 1 つとして挙げられる。教員、警察等含めた地方公務員の定年退職者へのアプローチも重要ではないか。職務上培ったスキルを地域活動参加者へ継承するためにも、公務員への働きかけが一番の人財に繋がるとも考える。

また大学生について、特に私立大学の学生は県内の出身者が少ないという問題点があり、そのことが地域へ愛着を持てない要因ともなっている。

（榎本委員）

自治会・地域活動について、行政と関係者が連携しながら考えていくべきである。昔ながらの自治会は敬遠されるため、目的を明確にした新しい自治会づくりが重要である。そのためには自治会で何をするのか、どういうことをするのか等内容の充実さが伝われば協力者が

増えると考える。推進協議会を立ち上げるなどして、行政単独で行わず、一般人を巻き込んで取り組んでいくべきである。

（伊与久委員）

広報紙を活用して地域活動の後継者の問題や地域の現状等を伝え、それに対して話し合いの場を設けるなどして、実際に行っていること、できていることを積極的に広報していかなければ周りからの理解は得難い。このような積み重ねが地域活性化へ繋がるのではないか。

第 4 高齢者・障害者等に対する権利擁護・生活支援体制の構築

説明者：川上部長

第 5 生活困窮世帯への自立支援の強化

説明者：奥山事務局長

質疑応答

（小林副委員長）

法人後見を実際に受託している市町村社協はどのくらいあるのか。

（川上部長）

54 市町村社協のうち 10 社協が受託しており、3 社協が準備中である。また来年度に実施を予定している社協もあり、少しずつ増えている状況である。

（小林副委員長）

その際、県社協が監督人となるような話はないのか。

（川上部長）

今のところそのような話はない。

（小林副委員長）

10 社協は監督人なしで現状行っているのか。

（川上部長）

監督人をつけない場合がほとんどだが、鴨川市社協が受託した際に、弁護士が監督人で就いたというケースが 1 ケースある。

第 6 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施

説明者：阿部副部長

第 7 千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）の運営

説明者：金子運営適正化委員会事務局長

第 8 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施

第 9 福祉サービス事業者の社会貢献への取組み支援

第 10 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進

第 11 福祉人材養成事業の推進

第 12 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施

説明者：鵜原部長

質疑応答

（武石委員）

広報ツールとして Facebook や LINE を使用しているが、実際の閲覧数はどのくらいか。

（鵜原部長）

この場で正確な数値は不明だが、若年層に比べ、中高年層の利用はあまり図られていない。

（武石委員）

良い内容は閲覧後にシェアし、他の人へ拡散していく。このような拡がりを持たせることが広報に繋がる。

（湯川委員）

リスクマネジメント研修について、昨今信じられないような事故がたくさん起きている。なぜこのような事故が起きるのかということが多々あるため、研修を行う際には、事前に情報収集をして、リアリティにわかるような研修内容にすることで、より有意義なものになるのではないかと。

第 13 大規模災害時の支援体制の強化並びに東日本大震災に関わる支援活動の充実

説明者：川上部長

質疑応答

（小林副委員長）

ボランティアに関連して、多くの人が就労支援を受けて就労することが一億総活躍社会と捉えているところがあるようだが、先般栃木県の審議会において、就労していない地域住民

が積極的に地域で活動していることに対して、国は活躍とは認めないのかという質問があった。このような考えを持つ人もいるため、就労することだけが活躍ではなく、地域住民が活躍できるような働きかけも社会を支えるうえで大事なことであるような論法を組み立てていただきたい。

（牧野委員）

地域福祉フォーラムで未設置の市町村数はどのくらいあるのか。また、小学校区ごとのまちづくり協議会の取組みについてはどうか。

（川上部長）

基本福祉フォーラムと小域福祉フォーラムがあり、14市町村社協がどちらへも取り組んでおらず、54市町村社協のうち26%を占めている。町村部が少し多い状況である。

まちづくり協議会について、まちづくり協議会とどのように連携を図っていくべきかという部分に苦労している地区社協が多い。まちづくり協議会をベースに、地域福祉フォーラムをうまく巻き込んでいくというような形で一部の地区社協が取り組んでいる。

（石川委員）

最近の民間企業は年間事業計画の項目を少なく限定する傾向にある。理由としては、限られた人員や財産でより効果的な成果を出すためである。社協においても、毎年新規事業を立ち上げることは良いことだとは思いますが、そのような観点で事業計画を検討してもいいのではないかと思う。

（小林副委員長）

苦情解決に対する全社協の方向性は、サービス付き高齢者向け住宅等を含め、社会福祉事業以外の社会福祉サービスへも幅広く柔軟に対象範囲を拡大できるようにしたいということだが、これまでも社会福祉事業の本質ではない部分の苦情対応に大変な思いをしているにも関わらず、ただ単に大事だから何でもやればいいと間口を広げ、社協側で福祉関係の苦情を一手に引き受けるのはあまりに無責任ではないか。それは人員、財源に見合った事業計画ではない。社協に丸投げするのではなく、例えばサービス付き高齢者向け住宅ならば、まずその関連組織の中で一義的に対応をするなどして、事業者団体と連携するような仕組みづくりを考えるべきではないか。

（湯川委員）

苦情内容からしても、運営適正化委員会が大変な事業になっていることは事実である。人員を増やすなど県社協からも提案していただきたい。

（金子運営適正化委員会事務局長）

通知改正に向け、全社協が各都道府県から意見を聴取しているところであるが、運営適正

化委員会としては積極的に取り組んでいきたいが、その前提となる運営費が減少傾向にあるので、財源を担保しなければ事業継続が危ぶまれるということを意見として伝えている。またこれまでは県とのやり取りであったが、今後はサービス利用者の援護実施機関である市町村を巻き込んで苦情解決の対応の仕方にも工夫を凝らしていきたいと考えている。併せて事業者団体との連携についても対応していきたい。

(湯川委員)

本来ならば事業者団体が自分たちのところで解決しなければならないが、その力も弱くなってきている。第三者委員の存在すら知らない事業者がいることから、その部分の強化を含めて研修会等の強化に向け対応をよろしくお願いしたい。

(2) 平成 28 年度千葉県の予算に関する提案・要望に対する回答

説明者：奥山事務局長

別紙資料 2 のとおり説明

(3) その他

次回開催日 平成 28 年 5 月 9 日(月) 10 時 10 分から

次々回開催日 平成 28 年 7 月 11 日(月) 15 時 00 分から

以 上